

第2回 柿田川を語る会 会議要旨

○開催日 令和6年3月25日(月) 10:00～11:50

○会場 清水町役場3階 大会議室

○出席者(委員)

- ・岩崎 清悟 座長 (清水町みらい会議)
- ・中山 勝 副座長(清水町行政改革推進委員会)
- ・漆畑 信昭 委員 (柿田川みどりのトラスト)
- ・押尾 市郎 委員 (柿田川自然保護の会)
- ・渡辺 敏彦 委員 (柿田川・東富士の地下水を守る連絡会)
- ・石垣 雅雄 委員 (柿田川湧水保全の会)
- ・秋元 稔 委員 (清水町区長会)
- ・久保田俊治 委員 (清水町商工会)
- ・木部 一 委員 (清水町ゆうすい未来機構(わくら柿田川))
- ・清水 周一 委員 (Reborn City SHIMIZU)
- ・半田 昭博 委員 (清水町教育委員会)
- ・小澤 徹也 委員 (清水小学校学校運営協議会)
- ・名倉 達 委員 (清水町文化財保護審議会)
- ・猪ノ原 恭 委員 (清水町子ども会育成連合会)
- ・久保田千明 委員 (清水町民生委員児童委員協議会)
- ・小川 侑男 委員 (清水町シニアクラブ連合会)
- ・村上 榮 委員 (一般公募)
- ・山本 博保 委員 (一般公募)
- ・藤井さやか 委員 (一般社団法人いちご)
- ・辛嶋 亨 委員 (沼津河川国道事務所)

○欠席者(委員)

- ・古屋 勲 委員 (清水小学校)
- ・渡邊喜久夫 委員 (一般公募)
- ・加藤 英明 委員 (静岡大学教育学部)
- ・川村結里子 委員 (三島100人カイギ)
- ・柳川 典之 委員 (静岡県(東部地域局))

○出席者(町当局)

- ・関町長、秋山副町長、朝倉教育長、渡辺企画課長補佐、木村産業観光課長、大嶽社会教育課長、長島都市計画課長、事務局(都市計画課)

○岩崎座長挨拶

今回は、委員の皆様から「柿田川にどんな存在であって欲しいと考えるか」について感想や想い、御希望などを発言いただき、大変参考となった。

前回の皆さんの意見からは、柿田川は関係者の方々の御尽力で「かけがえのない資産」「清水町の誇るべき象徴・存在」であるという認識は、委員の皆さんの共通認識であると思う。

一方で「ちょっと近寄り難い」、保全と活用のバランスの“保全”の観点から町民にとっては「なかなか簡単には(柿田川に)入れない環境」との意見や、清水町の誇るべき象徴を多くの方々に知っていただく工夫も必要では、との意見もいただいた。

これからは、“柿田川について、どう町民意識を持つべきか”という点の議論で会議を進めたい。

ついでには、今後検討を深めることを前提として、**柿田川の状況**、保全の**取組**や自然遺産としてのあるべき姿など、柿田川を巡る“かたち”を委員の皆さんに共通認識として持っていただき、それを踏まえて次の議論へと繋げたいと考えている。

本日はまず、柿田川の保全に関する**取組**について関係者の方からご説明をいただき、御質問いただくという流れで進めたい。

議題 柿田川の保全と在りようについて

※柿田川の状況等について委員全体と認識の情報共有を図るため、①「これまでの柿田川の保全活動」、②「柿田川自然再生計画」、③「国指定天然記念物『柿田川』」、④「柿田川緑地」について、それぞれ説明をしていただいた。

① 「これまでの柿田川の保全活動」について

説明者：柿田川みどりのトラスト 漆畑委員・押尾委員

柿田川湧水保全の会 石垣委員

①-1 柿田川みどりのトラスト/柿田川自然保護の会

漆畑委員からの説明要旨（口頭説明）

○保全活動を始める前の柿田川の当時の様子/柿田川みどりのトラストを立ち上げた理由・経緯

県外の業者が農薬(マラソン剤)等を使用してクレソン栽培をしていた。他の業者も同様に利用しようとして計画していた。また、当時は鮎釣り客も多く、釣り針により水草が抜けたり、ごみが残されたりという状況にあった。

これらへの活動は個人では限界があるため、1988年に財団法人柿田川みどりのトラストとして法人化させ、報道機関による活動(朝日新聞「自然百選」に選定)などによる支援も得て、活動への理解が広げられた。

押尾委員による説明要旨（映像資料を使用し説明）

○柿田川の概要、成り立ち

・全長 1.2 km(日本一短い一級河川) / 自然水の状態での水質が環境基準最上位 / 水温が約 15 度で一年を通じ一定

- ・富士山に降った雨や雪解け水が富士山の噴火溶岩の地層「三島溶岩流」の間を通り柿田川で湧き出ている。柿田川の湧水量は110万t/日とされ、富士山に降った降水量の2割程度が柿田川で湧き出るとされている。
- ・柿田川が選定された賞などの紹介
(（昭和）名水百選【環境省】 / 自然百選【朝日新聞】 / 日本三大清流 等)
- ・生息する動植物について（柿田川でみられる動植物、希少種、外来種等）
(希少種：ミシマバイカモ / ナガエミクリ / ヒンジモ 等)
(外来種：オオカワジシャ / ノハカタカラクサ / ナガエツルノゲイトウ)

○これまでの活動実績

- ・外来種駆除活動
毎年3月から12月の間、原則月2回の間隔でミシマバイカモ等、貴重な在来種の生育を疎外する外来種の駆除活動を行っている。
- ・柿田川での自然観察会
平時の活動で得た知識や情報を生かし、柿田川や自然保護の理解を広げるため、子どもや一般住民を対象とした「水に親しむ会」「鮎の産卵観察会」などを年に複数回開催している。
- ・富士山植樹（※「柿田川・東富士の地下水を守る連絡会」として活動）
富士山に木を植え森を育てることが地下水を守り、柿田川の自然保護に繋がる。
柿田川を含む地下水の涵養を目的として、毎年4月29日に柿田川の涵養林である富士山麓の風倒木跡地に苗木を植樹しており、2011年(令4)までに延べ24,000本以上の苗木・若木を植樹した。
苗木は植樹地付近で集めたどんぐりを発芽させたものを使用し、植樹後も植えた苗木の保護などメンテナンスを行っている。
こうした活動が評価され、令和5年度農林水産大臣賞「日本水大賞」を受賞した。
- ・柿田川みどりのトラストの歩み
1975年(昭50) 柿田川自然保護の会を発足
1988年(昭63) 財団法人 柿田川みどりのトラスト発足
2011年(平23) 公益財団法人 柿田川みどりのトラストへ移行（県で2番目）

① -2 柿田川湧水保全の会

石垣委員からの説明（口頭説明）

○柿田川湧水保全の会を立ち上げた理由・経緯

柿田川の湧水量減少を危惧し、豊富な水量に取り戻し未来への財産として存続させることを目的として、当時の町議会議員、区長を中心に、その趣旨に賛同する町民によって、昭和63年6月に設立された。

○会の主な活動

柿田川みどりのトラストとは、同じ目的のために活動する団体として、富士山植樹への参画や柿田川公園清掃活動などにおいて、協力して活動をさせていた

- ・柿田川公園清掃活動

会員、一般参加者をはじめ町内中高生の御協力もいただき、春期と夏期の年2回それぞれ200人規模で公園内に繁茂する(陸上の)特定外来種「ノハカタカラクサ」の駆除を実施している。令和5年度は7月29日と3月16日に実施した。

- ・富士山植樹への参画

先に説明があった富士山植樹について、「柿田川・東富士の地下水を守る連絡会」の参画団体として活動している。

- ・名水サミットへの参加

昭和及び平成の「名水百選」に選出された名水ゆかりの市町村で年1回開催される全国会議・研修会で、水環境の保護と水質保全意識の高揚を図ることを目的とし、本会では例年参加している。令和5年度は三島市及び清水町が会場となり、柿田川公園にて全国からの来園者を出迎えた。

- ・広報誌の発刊

活動報告とともに水質保全意識の高揚を高める活動の一環として、年1回機関紙「湧水だより」を発刊し、町広報誌とともに町内全戸配布を行っている。

②「柿田川自然再生計画」について

(説明者：国土交通省 沼津河川国道事務所 辛嶋委員

配布資料・映像資料を使用し説明)

○柿田川自然再生計画について

本計画は、他の河川と違い優れた自然環境を有する柿田川に特化したもので、平成24年度に策定された。

その後2回の改定を経て、現行計画は令和3年3月策定となる。

計画では、自然再生に向けた5か年の目標に向けた課題と活動を「水環境(湧水量、水質、水温等の維持)」「生物環境(希少種の育成と外来種の駆除)」「物理環境(体積土砂や法面浸食への対策、倒木等河畔林の監視)」「人との関わり(関係団体による柿田川の観察会や環境学習など)」と、4つの大きな枠で分類してそれぞれの作業などを実施している。

②「国指定天然記念物『柿田川』」について

(説明者：大嶽社会教育課長 配布資料・区分図を使用し説明)

○「国指定天然記念物『柿田川』」について

- ・登録の経緯

県知事の柿田川を富士山世界自然遺産の構成資産の一つにしたいとの考えから、国指定天然記念物に指定(世界遺産登録の要件)について打診があった。

町としても問題はないことから、静岡県のご指導の下、国指定天然記念物への登録が行われた。

最終的に富士山は世界遺産として登録されたが、当初目指していた自然遺産としては登録されず、「信仰の対象と芸術の源泉」として人と自然の共生を象徴

する未来に受け継ぐべき世界の宝「文化遺産」として登録された。

そのため、柿田川を含む自然系資産が構成資産から除外されたものの、柿田川は平成 23 年 9 月 27 日に国指定天然記念物に登録された。

- ・ 指定基準

柿田川の天然記念物としての登録区分は、「地質鉱物」として登録されている。

その中で「噴火及び侵食に関する現象」などによるもので、富士山の噴火活動によって成り立ったこと、また同時に保護活動とその成果が評価されたものとなる（川がきれい、自然が多いだけでは登録には至らない）。

- ・ 指定区域

現在の指定地域としては、資料のとおりである。

基本的には柿田川緑地と同範囲を指定する方向で動いていたが、指定には土地所有者の同意が必要であり、同意をいただけなく指定に至らなかった民地が複数ある。

- ・ 柿田川保存管理計画と地区区分の設定とその特徴

指定を受けると文化財保護法の制限を受け「国民的財産」として適切な保存が求められる。

柿田川の文化財としての本質的価値を明らかにし、これらを将来にわたり適切に保護・保全し、次世代へ継承することを目的に保全管理・整備活用のための基本方針・具体的な方法を定めた「天然記念物『柿田川』保存管理計画」を作成している。

本計画は、静岡県文化・観光部文化学術局世界遺産推進課が事務局となり、柿田川保存管理計画策定委員会を設置し作成したものである。

柿田川の保護区域は、柿田川(最上流部から柿田橋の手前まで)と柿田川公園の一部を含む緑地区域からなる。

保護地区の所有状況も勘案して、柿田川の文化財としての価値及び周辺環境の維持を図ることを基本に、指定区域を A 地区から E 地区の 5 地区に区分している。

- ・ 現状変更の届出

地区毎に許可が必要となる行為の内容が異なる。

③ 都市計画緑地について

(説明者：事務局(都市計画課 岩崎主幹 配布資料・現況図を使用し説明)

配布資料「柿田川状況図」にて都市計画緑地と「国指定天然記念物柿田川」の指定範囲を説明。

○都市計画緑地について

都市計画緑地とは、都市計画法における都市計画決定を受けた緑地であり、東駿河湾広域都市計画第 4 号「柿田川緑地」として静岡県告示されている。

柿田川緑地の範囲は、国道 1 号から柿田橋までの間の柿田川周辺となる。緑地に決定されると、建築行為に関する制限などが課せられる。

また、緑地の都市計画決定は「自然保護」と「コミュニティ広場の確保」を目的に公園整備を進めるものであり、昭和 61 年に開園した柿田川公園はその計画によるものである。なお、公園整備は、柿田川公園検討委員会が別に組織され柿田川の保全に留意しながら進められている。

「国指定天然記念物柿田川」の説明は先のとおりとなるが、指定範囲についての補足として、柿田川は川の中に地番が振られておりそれぞれ所有者が存在している。古くは柿田川の水草が肥料として活用されていたようで、周辺の村々に採取権を保証する旨の記録があり、一説には租税のために地番を振ったのではないとも言われている。

これまで、町の保全活動の取組のひとつとして土地の取得に取り組んでおり、現状、ほぼ清水町をはじめとする行政機関及び柿田川みどりのトラスト様にて土地を取得し、開発等から柿田川を守る取り組みを行っている。

現在の柿田川の土地の所有状況は、国土交通省、財務省、静岡県企業局、柿田川みどりのトラスト及び清水町で約 95%を所有しているが、一部に個人所有地が残っている。

質疑応答

Q1（委員）柿田橋から上流を見ると兩岸からの樹木が伸長し枝先が水面に向かって垂れ下がっている。いずれ木が折れたり倒れたりして川を汚すのではとの意見を聞いた。その点を管理者（沼津河川国道事務所）はどう受け止めているか。

A1（辛嶋委員）そうした状況は認識している。

先ほど説明した自然再生計画における「物理環境」の項目として、河畔林樹木の繁茂状況の監視を続けている。実際に枯れかけている若しくは倒木等の危険がある一部の樹木については、トラストさんをはじめとした地元や関係者と協議をし、また（河畔林が）天然記念物でもあるため、管理者であっても勝手な伐採ができないことから、天然記念物の保存管理計画に則り文化的な価値を損なわないよう協議のうえで、必要となる最低限の対処を行っている。

一方で、現在の文化財として損なわれないよう監視を続けている。

A1（漆畑委員）柿田川の樹木を勝手に切ると文化庁から抗議が寄せられる。

沼津河川国道事務所は公的機関であるからそうした規定や協議の流れは把握していると思う。

（辛嶋委員）仰るとおりです。河川に悪い影響がある状況が確認できれば、協議して対応しています。

Q2（委員）漆畑委員の仰った「文化庁からの抗議」とは。

A2（漆畑委員）以前、トラストで柿田川の水面に垂れ下がる枝を切ろうとしたら、文化庁から抗議が寄せられた。やはり河畔林の樹木剪定などは、柿田川保存管理計画に則った協議や届け出をしないとイケない。

Q2-2（委員）今回の説明のなかでは、「文化庁」という単語は出てこなかった。どな

たか説明できる方はおりますか。

A 2-2（大嶽社会教育課長）柿田川は文化財として指定を受けている旨は説明したとおりです。

文化財指定を受けた対象は、文化財保護法に基づき保護を受けることとなります。この文化財保護法を所管するのが、国の機関では文化庁となります。

一部の規定は静岡県に権限移譲されているため、県が許可する場合もありますが、行為の内容によってどこが許可するのか、その都度協議をします。

Q 2-3（委員）それは「天然記念物」の関係ですね。

A 2-3（大嶽社会教育課長）天然記念物範囲内の行為が対象となります。

Q 3（委員）説明を聞いていると、柿田川は様々な制限や計画によって多重に規制を受けているように感じます。町では柿田川について包括的に管理している部局はあるのですか。他にも委員会のような機能はあるのでしょうか。

A 3（事務局）現状、町の組織内で包括的に管理している部署や組織はありません。日常の管理につきましては都市計画課が行っています。

柿田川は公園・緑地や町有地だけでなく、民地、国交省所管の河川区域、文化庁所管の天然記念物区域と、御指摘のとおり複雑な構造となっています。

（辛嶋委員）一点補足をさせていただきます。事務局の説明のとおり、それぞれの役所にて管理をさせていただいております。

我々河川管理者としては、先ほどの「自然再生計画」を策定するなかで、教育関係の方や文化庁系の方にも委員に加わっていただいで策定しています。

そうした視点では「自然再生計画」でできることは、各セクターの意見を取り入れながら策定されていると考えています。“統括”という立場ではないのかもしれないですが、各々の役割を果たせるように合致できているのではないかと考えています。

Q 3-2（委員）先ほどの枝が水面に付くという現象を例に取ると、樹木を保護する立場と水質や水辺の環境を保全する立場、（同じ自然保護の観点でも）それは必ずしも相容れないものだと思います。役所ではそれぞれの立場で縦割りに所管するため、それぞれが処理できないなどで“たらい回し”にされてしまったら、（柿田川で何かをする・したいという問いへの）答えが出ない。

柿田川で何をしたいのかと、各部局の権限下で「何ができる」のかを示し整理することで、関係部局が判断して将来実施可能ものや事柄について、回答を導き出すという流れを作っておかないと、今後問題が起こった時に答えを出せず“たらい回し”になるような事態が杞憂に終わるように願いたい。

A 3-2（関町長）「柿田川自然再生計画」についてはトラスト様、保全の会様と共に私も委員のひとりとして出席する検討会が行われております。この計画の配布資料の「物理環境」の項目記載に則り、河畔林樹木の繁茂に関する課題をどのように対策するかという協議を、正に現在行っていることを報告させていただきます。

Q3-3（委員）では、柿田川自然再生検討会で、先ほどのような問題について検討しているのか。

A3-3（関町長）動植物の課題や物理的な事象についての対処について検討され、それぞれが所管する責務によって実施するという流れになります。実施に向けては文化庁や県への申請などの手続きを踏まえ行われるものです。

（委員）では、先ほどの現象への対応の流れは作られているということですね。

Q4（委員）「天然記念物」の分布図について一部の筆が除外されている。

土地が該当する場合に新たに付与される制限等について、同意が得られなかった方の個人所有地は天然記念物区域に含まれていない、との説明であったがそういった理解でよいのか。

A4（事務局）そのとおりです。

Q4-2（委員）一方で河川区域内での建築物・工作物の規制は、環境保全の観点ではなく「河川の安全・治水」としての制限としてのものですか。

A4-2（辛嶋委員）河川区域内で建築物や工作物を設置することは、御指摘の通り、安全対策の観点から河川管理者となる当方にて、確認や許可をさせていただいています。

Q5（委員）トラストさんのやっておられる外来種駆除や「水に親しむ会」などは誰でも参加できる旨の説明がありました。実施に向けてどのように周知したり参加者を募っているのでしょうか。どこに問い合わせたら良いかなどが住民に伝わっているのでしょうか。

A5（渡辺委員）外来種駆除や「水に親しむ会」などの開催については、町の広報誌に記事を掲載してもらって周知や募集をしている。

（漆畑委員）申し込みはトラストに言ってもらっても受け付けている。

（長島都市計画課長）渡辺委員のお話のとおり、外来種駆除や「水に親しむ会」などの開催については、町広報誌への記事掲載を通じてお知らせさせていただいております。申し込みにつきましてはトラスト様でも受付されておりますし、外来種駆除の参加者受付につきましては、町都市計画課で受付をさせていただいた方も、トラスト様御指導のもと作業に参加していただいております。

Q5-2（委員）3月23日に予定されていたトラストさんの外来種駆除は、私も参加しようと考えていたが、雨のため中止となった。その際に疑問に思ったことなのだが、柿田川に入って作業をするとすると、防水のため胴長靴などは用意するのかなど、個人で準備すべきものが不明確だった。

ただ広報すれば参加してもらえる、というものではないとも思う。参加者が準備すべき物品、逆に町なりが提供するものなど、参加者へ必要な内容などを伝達しないといけない。（伝達情報が不足すると）参加の窓口は空いているとしても、同じ人だけが参加することになってしまうのではないか。それではこの活動が広がらないのではと思う。

A5-2（押尾委員）町広報誌には、予定日とともに胴長靴を貸与する旨などは記載してもらっている。興味のある方は参加申し込みをしてくれるが、無い方は当然連絡がない。これからは「興味が無い方」をどのように引き寄せるかが課題だと感じている。

また、外来種駆除は体格的に小学生には無理があるが、コロナ禍前は中学生にも町から声掛けをして参加してもらっていた。これからは町からの声掛けを復活させ、中・高校にも参加してもらえればと思う。

（渡辺委員）トラストでは泉水源地などの見学を4月7日（日）に予定している。委員の皆様で見学をご希望の方はお声掛けください。

（長島都市計画課長）外来種駆除の参加者受付について補足させていただきます。町へ参加申し込みいただいた場合に御案内させていただいておりますが、胴長靴につきましては十分な数（数十着）の用意があります。皆様のサイズに合ったものを御利用いただけます。

問合せの際にはタオルや飲み物などは個々で用意いただければと、案内しておりますが、その他、作業に向けて用意いただく物品はございませんので補足させていただきます。

○まとめ（岩崎座長）

本日の内容としては、柿田川における保全活動の履歴・現状、文化財（天然記念物）や緑地指定等、柿田川に設定された制限の根拠となる制度、河川の流域内に私有地があるという珍しい状況などについて、それぞれ御説明・御紹介いただいた。

保全については、柿田川が現在も自然豊かな姿を留めていることについて、それぞれ保全団体の皆様とその御尽力に、改めて感謝申し上げます。

同時に柿田川における「親水性」という視点で、もう少し広い範囲の方々に“水に親しむ”機会を作れないか、次回は今回の現状把握を踏まえて、活用というほどではありませんが『親水と保全』という点について議論を進めて行きたいと思います。

より多くの町民の方々に清水町のかげがえのない“宝”を自身の誇りとして発信していただくことで、清水町の価値を高めることができればいいな、と考えています。

次回は委員の方々が発言の主体として、『保全』と『親水』のふたつの視点を通じてどのように関わって行ったよいか、討議を進めたいと思います。

よろしくお願いします。

○事務連絡

・次回開催日等について事務局から事務連絡を行い、5月に開催（予定）したい旨を伝え、出席可能日のアンケートを各委員に依頼した。

~~~~~